

27 日 獣 発 第 15 号

平成 27 年 4 月 8 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正について

このことについて、平成 27 年 3 月 26 日付け 26 消安第 6580 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、牛の肉骨粉等を養魚用飼料の原料としての利用を再開する旨を趣旨とした「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 27 年農林水産省令第 17 号）が同年 3 月 26 日付けで公布され 4 月 1 日より施行されたことについて都道府県知事あて依頼した旨、了知の上、本会会員に周知徹底の協力を依頼されたものです。

なお、都道府県知事あて通知に記載された、別紙の各関係通知一部改正の新旧対照表については、一部(別紙 3)を除き下記のとおり独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページから参照願います。

記

別紙 1：「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・

安全局長通知)

(https://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/26_6580-1.pdf)

別紙 2: 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知)

(https://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/26_6580-2.pdf)

別紙 3: 「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」(平成 17 年 10 月 31 日付け 17 消安第 5656 号農林水産省消費・安全局長通知)

(添付のとおり。別記様式は略)

別紙 4: 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)

(https://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/26_6580-4.pdf)

別紙 5: 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)

(https://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/26_6580-5.pdf)

別紙 6: 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」(平成 18 年 8 月 30 日付け 18 消安第 6074 号農林水産省消費・安全局長通知)

(https://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/26_6580-6.pdf)

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

26消安第6580号
平成27年3月26日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省 消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第17号）が平成27年3月26日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

26消安第6580号
平成27年3月26日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第17号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月26日付けで公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

本省令の内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、本省令の施行に伴い、次の通知を別紙新旧対照表のとおり改正したので、併せて御了知の上、事務の参考としてください。

- ① 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。） 別紙1
- ② 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。） 別紙2
- ③ 「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知。以下「BSE検査通知」という。） 別紙3
- ④ 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知） 別紙4
- ⑤ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知） 別紙5

⑥ 「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインの制定について」
(平成18年8月30日付け18消安第6074号農林水産省消費・安全局長通知)

別紙6

記

第1 改正の趣旨

- 1 牛、豚等に由来する肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白（以下「肉骨粉等」という。）は、たん白質に富む飼料原料として利用されてきたが、平成13年9月に我が国でBSEが発生した後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1において動物に由来する肉骨粉等を含む飼料の製造・販売等が禁止された。
- 2 その後、動物に由来する肉骨粉等のうち豚及び家きんに由来するものについては、豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料の原料として、その利用の再開が認められたが、牛に由来する肉骨粉等については、引き続き、家畜等を対象とする飼料の原料としての利用が禁止されてきた。
- 3 一方で、我が国においては、飼料規制及び特定危険部位の分別管理によるBSE対策の徹底が浸透した結果、平成14年1月生まれの牛を最後に11年以上BSE感染牛の発生がなかったことから、我が国は、一昨年5月に国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスク」の国として認定された。また、昨年1月には、牛に由来する肉骨粉の肥料としての利用が再開されたところである。
- 4 このように、我が国におけるBSE発生リスクが大きく低下していることを踏まえ、今般、牛の部位（牛の特定部位等*を除く。）を原料として製造される牛に由来する肉骨粉等（以下「牛肉骨粉等」という。）を養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の原料として利用することについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会の意見を聴くとともに、農業資材審議会に諮問を行った。
これに対し、同審議会からは、リスク管理措置の実施を前提に了承する旨の答申があったところである。

* 牛の特定部位等とは、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項に規定する牛の特定部位及び牛の脊柱等（月齢が30月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位をいう。以下同じ。）をいう。

- 5 あわせて、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼したところ、「牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の原料となる牛の部位は、特定部位等を含まず、人が摂取しても健康影響が無視できると既に評価した部位であること、仮にBSEプリオンが養魚用飼料の原料に混入したとしても、牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できる」、「農林水産省は、利用再開に当たっての管理措置を導入することとしていることから、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考えがたい」との考え方が示されたところである。
- 6 このことから、牛肉骨粉等については、牛の特定部位等の混入を防止するとともに、牛を対象とする飼料に牛肉骨粉等が混入しないよう必要な管理措置を講じた上で、養魚用飼料の原料としての利用を再開することとした。

第2 省令改正の概要

1 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格の一部改正

養魚用飼料に含むことができるほ乳動物由来たん白質として

- (1) 牛の脊柱等が混入していない牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）
- (2) 牛の脊柱等が混入していない牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白並びに蒸製骨粉であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）

を追加する。

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準の一部改正

養魚用飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造に使用することができるほ乳動物由来たん白質に確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を追加する。

また、確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて、農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならないこととする。

3 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の基準の一部改正

養殖水産動物に対して使用することができるほ乳動物由来たん白質の原料

に、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を追加する。

4 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の基準の一部改正

養魚用飼料に混入しないように保存しなければならないとされるほ乳動物由来たん白質から、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を除外する。

5 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準の一部改正

確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらに使用しない旨の使用上の注意並びにこれらの動物を対象とする飼料に混入させない旨の保存上の注意を表示しなければならないこととする。

第3 確認通知の改正の要旨

1 牛血粉等及び牛肉骨粉等の確認基準の新設

次の(1)及び(2)の牛肉骨粉等の製造業者の製造基準及び原料収集先の確認基準を設定。

(1) 牛の脊柱等が混入していない牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉

(2) 牛の脊柱等が混入していない牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白並びに蒸製骨粉

2 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の確認基準の新設

確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者の製造基準を設定。

第4 混入防止ガイドラインの改正の要旨

A飼料及びB飼料に、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする養魚用飼料が混入することのないよう防止措置を設定。当該養魚用飼料の製造工程は、確認通知に定める製造基準を満たすことについて、事前の大臣確認及び毎年の立入検査による確認を要することを追加。

第5 BSE検査通知の概要

確認済牛肉骨粉等若しくは確認済牛血粉等又はこれらを原料とする養魚用飼料の基準規格の設定により検査・指導事項を見直し、確認通知及び混入防止ガイドラインに基づき当該養魚用飼料の製造事業場や販売事業場の検査等の重点化を追加。

第6 留意事項

1 牛血粉等又は牛肉骨粉等の確認手続

牛血粉等又は牛肉骨粉等を製造する場合については、次のような手続を経るものとする。

(1) 牛血粉等又は牛肉骨粉等の製造業者は、原料収集先が原料収集先の確認基準（確認通知別添2-2、3-2、4-2、5-2、7-2若しくは8-2。以下「確認基準」という。）の要件を満たす体制を確立していることを確認した上で当該原料収集先と原料供給契約を締結する。

(2) 牛肉骨粉等又は牛血粉等の製造業者による(1)の確認のうち、

ア 新規に原料を収集する収集先

イ 従来から動物性油脂の原料を収集する収集先のうち、牛、豚、家きん以外の家畜を扱う収集先

にあつては、当該原料収集先における管理状況を実地に調査することにより行う。

ア及びイの調査に当たっては、牛血粉等又は牛肉骨粉等の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が、確認通知別添7-2又は8-2に基づいて、契約が遵守されていること、牛血粉等又は牛肉骨粉等の製造業者による管理状況の確認が適切に行われていること等について調査するものとする。

(3) 牛血粉等又は牛肉骨粉等の製造業者は、(2)の結果、管理が適切に行われていることを確認した後、確認通知第1の2の(1)又は同3の(2)に基づき、申請又は変更を行うものとする。

2 確認済牛肉骨粉等又は確認済牛血粉等を原料とする養魚用飼料の確認手続

確認済牛肉骨粉等又は確認済牛血粉等を原料とする養魚用飼料の製造業者は、製造工程が製造基準（確認通知別添11）の要件を満たすことを確認した上で、確認通知第1の2の(1)に基づき、申請を行うものとする。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</p>			
飼料添加物名	対象動物	飼料添加物名	対象動物
(略)	(略)	(略)	(略)
バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び 養殖水産動物（飼料の 安全性の確保及び品質 の改善に関する法律施 行令第1条第4号に掲 げる動物をいう。以下 同じ。）用	バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び 養殖水産動物用

(略)	(略)
<p>注 (略)</p> <p>クヘス (略)</p> <p>(3) 飼料一般の使用の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>(7) 綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物に対し使用してはならない。</p> <p>ウヘカ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格</p> <p>ア 家畜等を対象とする飼料は、<u>動物由来たん白質</u> (ほ乳動物由来たん白質 (ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品並びに次の(7)又は(4)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたセラチン及びビコラゲンを除く。以下同じ。)、<u>家きん由来たん白質</u> (家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。)) 又は<u>魚介類由来たん白質</u> (魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。)) をいう。以下同じ。) を含んではならない。</p>	<p>(略)</p>

(7) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

(4) 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたものであること。

a～d (略)

e 138℃で4秒間の殺菌処理

1 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
豚、鶏又はうずら	<p>(7) 豚若しくは馬に由来する血粉又は血しよたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</p> <p>2</p> <p>(4) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</p> <p>(9) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の</p>

(7) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

(4) 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。

a～d (略)

e 138℃で4秒間の殺菌処理

1 牛等を対象とする飼料は、家きんに由来するたん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

(エ) 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フエザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

(カ) 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）

(キ) 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）

(ク) 食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等

の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。
養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの

養殖水産動物

- (7) 確認済豚血粉等
- (イ) 確認済豚肉骨粉等
- (ロ) 確認済原料混合肉骨粉等
- (エ) 確認済チキンミール等
- (オ) 確認済家きん加水分解たん白等
- (カ) 確認済魚介類由来たん白質
- (キ) 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎^カ横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎^キ棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨^ク稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第14号）第14条第1項から第3項までの検査を経っていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）

	<p>(ウ) 牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたもの（以下「<u>農林水産大臣の確認を受けたもの</u>」（以下「<u>確認牛肉骨粉等</u>」という。））</p> <p>(ク) <u>食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
<p><u>蜜蜂</u></p>	<p>(フ) <u>確認済豚血粉等</u></p> <p>(イ) <u>確認済チキンミール等</u></p> <p>(ロ) <u>確認済魚介類由来たん白質</u></p>

[削る。]

[削る。]

ウ 牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

エ 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）、豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製

解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。

才 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フエザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）、家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。）を含んではならない。

カ 家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）を含んではならない。

キ 家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）を含んではならない。

ク 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）を除く。）を含んではならない。

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製

造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

[削る。]

[削る。]

イ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、動物由来たん白質を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大

造の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

エ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

- (3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

[判る。]

[判る。]

- (4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

[判る。]

- (3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア ほぼ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ ほぼ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物に対し使用してはならない。

ウ ほぼ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)に対し使用してはならない。

- (4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア ほぼ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

イ ほぼ乳動物由来たん白質(確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)、家きん由来たん白質(

[削る。]

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(イ)～(エ) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料(確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。)には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しな

確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(イ)～(エ) (略)

イ 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しな

いこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

之 確認済生血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20gを精密に量^{註1}り、特級石油エーテル200mL

いこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20gを精密に量^{註1}り、特級石油エーテル200mL

を加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器 (G 3^{註2)}) でろ過^{註3)}し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200 mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1°Cで1時間乾燥し、デジケーター (シリカゲル) で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$W3 - W2$$

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{\quad}{W1} \times 100$$

W1

W1 : 試料採取量 (g)

W2 : ガラスろ過器の重量 (g)

W3 : 残留物の入ったガラスろ過器の重量 (g)

注

1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてピーカーに量りとる。

2) 105 ± 1°Cで1時間乾燥し、デジケーター (シリカゲル) で30分間放冷した後、重量を精密に量る。

3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にはろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ (略)

ウ 牛等を対象とする飼料 (ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。) は、動物性油脂 (牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂 (以下「確認済動物性油脂」という。)) であつて反すう動物由来動物性油脂 (反すう動物に由来する動物性油脂を

を加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器 (G 3^{註2)}) でろ過^{註3)}し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200 mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1°Cで1時間乾燥し、デジケーター (シリカゲル) で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$W3 - W2$$

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{\quad}{W1} \times 100$$

W1

W1 : 試料採取量 (g)

W2 : ガラスろ過器の重量 (g)

W3 : 残留物の入ったガラスろ過器の重量 (g)

注

1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてピーカーに量りとる。

2) 105 ± 1°Cで1時間乾燥し、デジケーター (シリカゲル) で30分間放冷した後、重量を精密に量る。

3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にはろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ (略)

ウ 牛等を対象とする飼料 (ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。) は、動物性油脂 (牛 (月齢が30月以下の牛 (出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)) を除く。) の脊柱 (背根神経節を含み、頸椎^{チビ}横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、

いい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。

エ (略)
(2)～(5) (略)

突起、仙骨翼、正中仙骨^{トウ}稜及び尾椎を除く。) 及び畜場法(昭和28年法律第114号) 第14条の検査を經ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂(以下「確認済動物性油脂」という。) であつて反すう動物由来動物性油脂(反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。

エ (略)
(2)～(5) (略)

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」
 (平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙1)</p> <p>BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項</p> <p>1 目的</p> <p>我が国におけるBSE発生防止の観点から、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を行う際に、農林水産省、センター及び都道府県がそれぞれ重点的に検査・指導する対象を明確に分担した上で、それぞれに対する検査・指導事項を具体的に定めることにより関係機関の連携を強化し、その効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 検査対象の分担</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 重点検査・指導事項</p> <p>(1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項 (略)</p> <p>(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項 広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた</u></p>	<p>(別紙1)</p> <p>BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項</p> <p>1 目的</p> <p>我が国におけるBSE発生防止の観点から、飼料安全法に基づく立入検査等の業務を行う際に、農林水産省、センター及び都道府県がそれぞれ重点的に検査・指導する対象を明確に分担した上で、それぞれに対する検査・指導事項を具体的に定めることにより関係機関の連携を強化し、その効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 検査対象の分担</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 重点検査・指導事項</p> <p>(1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項 (略)</p> <p>(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項 広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。 ア～オ (略)</p>

牛肉骨粉等及び牛血粉等を原料とした養殖水産動物用の飼料の製造工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料の製造事業場にあつては、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、基準が遵守されていることを確認する。

キ 確認済魚飼ラインで製造される飼料等（以下「水産専用飼料」という。）の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

- (3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項
反すう動物用飼料と豚・鶏・養殖水産動物を対象とする飼料（以下「豚・鶏・養魚用飼料」という。）又は豚・鶏用飼料と養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア～ウ （略）

エ 反すう動物、豚、鶏飼養農家に水産専用飼料が販売されていないことを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ 水産専用飼料の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

キ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

- (4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項
反すう動物と豚・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たつ

- (3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項
反すう動物用飼料と豚・鶏用飼料をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア～ウ （略）
（新設）

エ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。
（新設）

オ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指導を行う。

- (4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項
反すう動物と豚・鶏等をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たつては、家畜衛生

ては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること、具体的には、

(ア) 動物由来たん白質の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

(イ) 豚・鶏・養魚用飼料と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていること。

(ウ) 反すう動物用飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。

(エ) 反すう動物に豚・鶏・養魚用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物が豚・鶏・養魚用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。

等について確認する。

イ 豚・鶏と養殖水産動物をともに飼養する農家において、水産専用飼料の受入れ、保管及び給与の各段階において、混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 水産専用飼料の受入れに当たっては、豚・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(イ) 水産専用飼料の保管に当たっては、専用の容器を用いるとともに、豚・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

(ウ) 水産専用飼料を豚又は鶏に与えないこと。

等について確認する。

ウ 使用した飼料の記帳に努めるよう指導する。

エ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指

部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること、具体的には、

(ア) 動物由来たん白質の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

(イ) 動物由来たん白質と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていること。

(ウ) 反すう動物用飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。

(エ) 反すう動物に豚・鶏用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(オ) 反すう動物が豚・鶏用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。

等について確認する。

(新設)

イ 使用した飼料の記帳に努めるよう指導する。

ウ 表示の不備等飼料規制の遵守に係る疑義がある輸入飼料が認められた場合は、流通経路を遡り、輸入業者に対して必要な指

導を行う。

(5)・(6) (略)

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ^{*1}	検査・指導の優先度 ^{*2}
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物 ^{*2} に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等 ^{*3} の取扱いがあるもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料 ^{*4} の取扱いがあるもの	1
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5
うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	
うち 豚・鶏等 ^{*5} 用飼料の取扱いがあるもの	3
うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4

導を行う。

(5)・(6) (略)

(別紙2)

BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類 ^{*1}	検査・指導の優先度 ^{*2}
配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物 ^{*2} に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等 ^{*3} の取扱いがあるもの	1
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	2
うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	4
単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	3
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	

	もの	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場		
	うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5
	うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	
	うち 農林水産大臣の確認 ^{※6} を受けているもの	1 ^{※6}
	うち 上記以外のもの	6
2. 飼料等の保管施設(製造事業場及び農家を除く。)		
	うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料 ^{※4} の取扱いがあるもの	1
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5
	うち 反すう動物に使用される配混合飼料の取扱いがないもの	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱い	

	うち 農林水産大臣の確認 ^{※4} を受けているもの	1 ^{※4}
	うち 上記以外のもの	4
飼料及び飼料添加物の保管施設(製造事業場及び農家を除く。)		
	うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	2
	うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	3
	うち 反すう動物に使用される飼料等の取扱いがないもの	4
反すう動物飼養農家		
	うち 非反すう動物 ^{※5} を飼養しているもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2
	うち 非反すう動物を飼養していないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3

	があるもの	
	うち 豚・鶏等 [※] 用飼料の取扱いがあるもの	3
	うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
3. 飼料の使用者		
(1) 反すう動物飼養農家		
	うち 非反すう動物 [※] を飼養しているもの	
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3
	うち 非反すう動物を飼養していないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	3
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	4
(2) 豚・鶏等飼養農家（養殖水産動物を飼養しているもの）		
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	5

るもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがな いもの	6

※1～3 (略)

※4 確認済魚飼ライン製造飼料とは、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造工程で製造されたものをいう。

※5 豚・鶏等とは、豚、鶏、うずら及び蜜蜂をいう。

※6 農林水産大臣の確認とは、省令の規定に基づく動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料の確認をいう。当該確認に係る検査は、センターが実施する

※7 非反すう動物には、飼料安全法の対象家畜以外の動物（犬、猫等）を含む。

※8 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に6段階に分類した場合に、1が最も高く6が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

※1～3 (略)

(新設)

(新設)

※4 農林水産大臣の確認とは、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和5.1年農林省令第35号）の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の確認をいう。当該確認に係る検査は、センターが実施する。

※5 非反すう動物には、飼料安全法の対象家畜以外の動物（犬、猫等）を含む。

※6 優先度は、4段階に分類した場合に、1が最も高く4が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類に関わらず、最優先して検査・指導を実施することとする。